

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：特定非営利活動法人長野県武術太極拳連盟]

[記載日：2025年6月9日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1)法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 特定非営利活動促進法を遵守している。	
(2)法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3)事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 競技大会等事業で使用する公的施設の使用規則、条例等関係法令を遵守している。	
(4)適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 特定非営利活動促進法に基づく連盟定款に従い役員を選出し登記を行っている。	

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1)組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 基本方針を連盟公式サイトで公開しており、定款を内閣府NPO法人ポータルサイトで公開している。	

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1)役員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 総会、理事会においてコンプライアンス研修を実施している。	

(2)指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 総会、理事会においてコンプライアンス研修を実施している。指導者、競技者等に対しては、県大会で「倫理に関するガイドライン」資料を配布し、意識の周知徹底を図っている。	

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) NPO法人会計原則を遵守し、監事による監査を実施し、会計事務所の指導を受けながら処理を行っている。	
(2)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 長野県からの補助金利用において関連法令及びガイドライン等を遵守している。	
(3)会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) NPO法人会計原則を遵守し、監事による監査を実施し、会計事務所の指導を受けながら処理を行っている。監査報告を行っている。	

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1)法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 特定非営利活動促進法に従い、貸借対照表を内閣府のサイトに開示し適切に行っている。	
(2)組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 連盟公式サイトに事業関連の情報を開示している。	